

令和3年度

越谷市労働報酬等審議会委員委嘱状交付式・第1回会議

日時 令和3年10月4日(月) 9:30～

場所 越谷市役所本庁舎8階 第2委員会室

次 第

○委員委嘱状交付式

○審議会第1回会議

- 1 開会
- 2 会長及び副会長の選出
- 3 会長あいさつ
- 4 諮問
- 5 議事
 - (1) 会議の公開及び会議録について
 - (2) 審議会の審議事項について
 - ① 越谷市公契約条例の概要
 - ② 越谷市労働報酬等審議会の審議経過
 - (3) 報告事項
 - ① 令和2年度労働報酬下限額適用案件の履行状況等について
 - ② アンケート結果について
 - ③ 令和3年度労働報酬下限額適用案件の発注状況について
 - (4) 協議事項
 - ① 業務委託等に係る労働報酬下限額について
- 6 その他
- 7 閉会

越谷市労働報酬等審議会 委員名簿

(順不同・敬称略)

令和3年10月1日現在

委員	氏名	委員区分	所属	その他
	えはら さとる 江原 智	学識経験者	埼玉弁護士会越谷支部	弁護士法人江原総合法律事務所 所長
	やまもと よしこ 山本 佳子	学識経験者	埼玉県社会保険労務士会越谷支部 支部長	山本佳子社会保険労務士事務所 所長
	たかはし かずひこ 高橋 和彦	事業者	越谷建設推進協同組合 理事	高元建設株式会社 代表取締役
	はまぐち たつさぶろう 濱口 達三郎	事業者	一般社団法人埼玉県経営者協会	東彩ガス株式会社 執行役員総務部長
	といし まさき 戸石 真樹	労働者	埼玉土建一般労働組合越谷支部 書記長	
	さいとう てるみつ 斉藤 輝光	労働者	連合埼玉東部地域協議会 副議長	

委嘱期間 令和3年10月1日から令和5年9月30日まで

資料 1

令和 3 年度 越谷市労働報酬等審議会 第 1 回会議 資料

【会議の公開及び会議録について】

会議の公開及び会議録について

1 会議の公開について

越谷市審議会等の設置及び運用に関する要綱第8条第1項及び公契約条例施行規則第12条第5項の規定により、審議会等の会議は、原則公開とされています。ただし、次に該当する場合は、本審議会の議決により非公開とすることができます。

・越谷市情報公開条例第7条各号に掲げる情報に関し審議する場合

- ①個人情報
- ②法人等の事業に関する情報
- ③本市と国等との協力関係又は信頼関係に関する情報
- ④公共の安全と秩序の維持に関する情報
- ⑤本市内部又は国等との審議、検討又は協議に関する情報のうち、公開により、率直な意見交換や意思決定の中立性が不当に損なわれる等の弊害が生じると認められるもの
- ⑥公開により公正な行政運営が阻害される情報

・会議が公開される場合、審議内容によっては、公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害されることが相当現実的に予想される場合

なお、本審議会において傍聴要領を定めています。審議事項の内容により会議を非公開とする必要が生じた場合には、その都度、会議開催前にあらかじめ会長が委員に諮って決定するものとします（会議の開催及び開催結果の公表は行うが、その際に「非公開」及び「非公開の理由」を付記し明らかにする。）。また、同一の会議において、公開とする部分と非公開とする部分が混在する場合は、当該会議の途中から非公開とします。

2 会議録の作成及び公表

事務局は、会議終了後、速やかに会議録を作成し、委員の確認を得ます。

(1) 会議を非公表とした場合の会議録の公表について

公表する内容について委員の確認を得ます。

(2) 会議録の記載事項（案）

- ① 会議の名称
- ② 開催日時
- ③ 開催場所
- ④ 出席者氏名等
- ⑤ 審議等の内容（全文作成／要旨のみ）

※会議録における発言委員の記名は原則無記名とされていますが、特に必要がある場合には、本審議会の決定により対応が可能です。

3 参考（関係例規等）

（1）越谷市審議会等の設置及び運用に関する要綱（抄）

（会議の公開）

第8条 審議会等の会議は、原則公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、公開しないことができる。

（1）会議において、越谷市情報公開条例（平成11年条例第10号）第7条各号に掲げる情報に関し審議する場合

（2）会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められる場合

2 審議会等の会議の公開又は非公開の決定は、審議会等の代表者が当該審議会等に諮って行うものとする。

3 審議会等の代表者は、会議を公開しないことと決定した場合は、その理由を明らかにしなければならない。

4 審議会等を所管する課の長（以下「所管課長」という。）は、当該審議会等の会議の公開又は非公開が決定されたときは、会議の公開・非公開に関する決定報告書（第1号様式）を作成し、速やかに総務部総務課長及び行財政部行政管理課長に提出するものとする。

（公開の方法）

第9条 審議会等の会議の公開は、傍聴者の定員をあらかじめ定め、会場に一定の傍聴席を設けて希望する者に傍聴を認めることにより行うものとする。

2 審議会等は、会議を公開するに当たっては、当該会議を公正かつ円滑に行えるよう傍聴に係る遵守事項を定め、会議開催中における会場の秩序維持に努めるものとする。

3 審議会等は、会議を公開するに当たっては、当該会議に付する会議資料を傍聴者の閲覧に供するものとする。ただし、会議資料のうち越谷市情報公開条例第7条各号に掲げる情報が記載されている会議資料については、この限りでない。

（会議開催の公表）

第10条 審議会等は、公開することと決定した会議を開催しようとするときは、開催日前7日までに会議開催について庁舎内へ掲示すること及びインターネットホームページへ掲載することにより公表するものとする。ただし、緊急に会議を開催する必要があるときは、この限りでない。

2 前項の規定による庁舎内への掲示は、総務部総務課において行うものとする。この場合において、所管課長は、当該掲示用に、会議開催のお知らせ（第2号様式）を作成し、総務部総務課長に提出するものとする。

3 審議会等は、第1項の規定による公表のほか、広報紙その他の広報媒体を活用すること等により、会議開催について公表するよう努めるものとする。

（会議録の作成）

第11条 審議会等の会議の経過及び結果の正確性を確保するため、審議会等の事務局において会議録を作成するものとする。

(2) 越谷市公契約条例施行規則 (抄)

(審議会の会議)

第12条

5 会議は、公開とする。ただし、必要があると認めるときは、審議会の議決により、非公開とすることができる。

(3) 越谷市情報公開条例 (抄)

(公文書の公開義務)

第7条 実施機関は、前条第1項の規定による請求（以下「公開請求」という。）があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

(1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたいと認められるもの

(2) 法人その他の団体（実施機関並びに国及び他の地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を明らかに害するもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 人の生命、身体又は健康に危害が生じるおそれがあると認められる情報

イ 市民の生活に影響を及ぼす違法又は著しく不当な行為に関する情報

(3) 実施機関と国等（国、他の地方公共団体及び公共的団体等をいう。以下同じ。）との間における協議、依頼等により作成し、又は取得した情報であって、公開することにより、国等との協力関係又は信頼関係を著しく損なうと認められるもの

(4) 公開することにより、犯罪の予防又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすことが明らかであると認められる相当の理由がある情報

(5) 実施機関の内部若しくは相互又は実施機関と国等との間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、不当に市民の間に混乱を生じさせ、又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすと認められるもの

(6) 実施機関及び国等の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、公正な行政運営を阻害する次に掲げるもの

ア 監査、検査、取り締まり又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にする情報又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にする情報

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、実施機関又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害する情報

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害する情報

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に著しい支障を及ぼす情報

オ アからエまでに掲げるもののほか、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行を著しく困難にする情報

越谷市労働報酬等審議会傍聴要領

1 傍聴する場合の手続き

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開催予定時刻までに受付手続きを済ませ、越谷市労働報酬等審議会（以下「審議会」という。）の会長の許可を得たうえで、事務局の指示に従って会議の会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行い、概ね10人までとします。したがって、定員になりしだい受付を終了します。なお、会場の都合や傍聴希望者の状況等を考慮し、増減する場合があります。

2 会議の秩序維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するにあたっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が3の規定に該当するときは、会議を傍聴することができません。
- (3) 傍聴者が4の規定に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。

3 傍聴することができない方

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 危険なものその他人に危害を加えるおそれがあると認められるものを持っている者
- (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗及びのぼりの類を持っている者
- (4) その他審議会の会長が傍聴いただくことを不相当と認める者

4 会議を傍聴するにあたって守るべき事項

傍聴者は、会議を傍聴するにあたっては、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等議事を妨害しないこと。
- (3) 会場において、飲食または喫煙をしないこと。
- (4) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、審議会の会長の許可を得た場合はこの限りでない。
- (5) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。
- (6) 傍聴を終え退場しようとするときは、当日配布された資料を全て返却すること。

平成29年4月1日施行

公契約全体を対象とした規定

1. 目的（第1条）

公平かつ公正な公契約及び従事労働者等の適正な労働条件の確保に努めることを明確にし、公契約の適正な履行と質の向上を図り、地域経済の健全な発展と市民福祉の増進に寄与することを目的

2. 基本方針（第3条）

- ①公契約における法令遵守、透明性確保、公正な競争の促進
- ②公契約の品質、価格、履行の適正を確保
- ③適正な労働条件の確保、本市における雇用の促進
- ④市内中小企業の受注機会を増大、地域貢献に取組む事業者の評価、公契約の担い手の確保への寄与
- ⑤談合、不正行為の排除

3. 市の責務（第4条）

- ①基本方針にのっとり公契約に係る施策の実施
- ②適正な積算根拠に基づく予定価格の算出

4. 受注者の責務（第5条）

- ①関係法令等の遵守、公契約の誠実かつ適正な履行
- ②適正な労働条件や労働環境の確保、社会的価値向上への配慮
- ③市内事業者の活用や市民の雇用機会の確保
- ④労働者の継続雇用
- ⑤市の施策への協力

労働報酬下限額適用案件を対象とした規定

5. 労働報酬下限額（第6条）

- ①適正な労働環境に係る実効性を確保するため、公契約の種類ごとに、労働者に支払われる1時間当たりの賃金の下限の額を設定
- ②設定にあたっては、「越谷市労働報酬等審議会」の意見を聴取

6. 労働報酬下限額適用案件（施行規則で規定）

- ①予定価格が5,000万円以上の工事請負契約
- ②予定価格が1,000万円以上の業務委託のうち以下の契約
・建物清掃・施設運転管理・食堂業務・相談支援・放置自転車保管場所管理・医療事務
・設備保守管理・公園・街路樹等の維持管理・市立病院院内保育室運営・市立病院病棟保育業務
・市立病院警備業務・市立病院電話交換業務
- ③委託料の上限が1,000万円以上の指定管理協定
※あたら高原少年自然の家に係る契約及びシルバー人材センター受注契約は対象契約から除外します

7. 契約において定める事項（第7条）

- 労働報酬下限額適用案件を対象に、以下の内容を規定
- ①労働報酬下限額以上の賃金を支払わなければならないこと。
 - ②義務とされた事項の履行状況等を市長に報告すること。
 - ③労働報酬下限額などを、労働者に適切に周知すること。
 - ④賃金が下限額を下回る労働者は市長等に申し出ができること。
 - ⑤社会保険に加入していなければならないこと。
 - ⑥適正な下請負契約の締結に努めなければならないこと。等

8. 立ち入り調査・是正要求・公表（第8条～第10条）

- ①労働者から賃金に関する申し出等があった場合、市は、必要に応じて報告の要求や書類の閲覧、立ち入り調査等を実施
- ②調査の結果、条例違反が判明した場合は、是正措置を要求
- ③是正措置を講じなかった場合等は、その違反事実を公表

9. 越谷市労働報酬等審議会（第11条）

- 労働報酬下限額の調査・審議のため、審議会を設置
- ①審議会は、委員6人以内で構成
 - ②委員は、学識経験者・事業者・労働者 から市長が委嘱

10. 条例の特徴

- ①防災活動等の地域社会に貢献する事業者の適正評価を明示
- ②下請の市内事業者の活用と市民の雇用機会確保を規定
- ③下請負業者の社会保険加入の指導と法定福利費を反映した下請金額の確保を規定
- ④労働報酬下限額設定時の審議会の意見聴取を規定
- ⑤全ての公契約を対象に労働者の継続雇用の努力義務を明記
- ⑥賃金額報告時に労働関係法令の遵守状況を併せて確認
- ⑦条例違反に対しては、契約解除はせず事実の公表と指名停止

令和3年度 越谷市労働報酬等審議会 第1回会議 資料

【審議会の審議事項について】

②越谷市労働報酬等審議会の審議経過

1 審議会の目的

越谷市公契約条例（平成29年4月1日施行）に基づく労働報酬下限額を決定するにあたり、その過程の透明性や、水準の妥当性、公平性等を確保するため、市長からの諮問に応じて調査・審議を行うものです。

○労働報酬下限額とは

公契約に係る適正な労働環境を確保する観点から、市が独自に定め、受注者に対して義務付ける賃金の下限額（建設工事の各職種及び業務委託ごとに設定）

2 審議会開催状況（直近3年度間を記載）

平成30年度	日時		場所	議題等
第1回会議	平成30年11月22日(木)	14:00～16:10	本庁舎5階第4委員会室	諮問、業務委託等、建設工事に係る労働報酬下限額について
答申式	平成31年1月7日(月)	13:00～13:25	本庁舎2階庁議室	答申

令和元年度	日時		場所	議題等
第1回会議	令和元年10月2日(水)	14:00～15:00	本庁舎2階庁議室	委嘱式、諮問、事前説明労働報酬下限額について
第2回会議	令和元年10月15日(火)	9:30～11:30	中央市民会館5階特別会議室	業務委託等に係る労働報酬下限額について
第3回会議	令和2年3月12日(木)	14:00～15:00	中央市民会館5階特別会議室	建設工事に係る労働報酬下限額について
答申式	令和2年3月24日(火)	13:00～13:30	本庁舎2階庁議室	答申

令和2年度	日時		場所	議題等
第1回会議	令和2年10月21日(水)	10:00～11:30	本庁舎2階庁議室	諮問、業務委託等に係る労働報酬下限額について
答申式	令和2年10月21日(水)	11:30～11:40	本庁舎2階庁議室	答申
第2回会議	令和3年3月16日(火)	書面開催	書面開催	建設工事に係る労働報酬下限額について
答申式	令和3年3月24日(水)	書面開催	書面開催	答申

3 答申

別添のとおり

4 労働報酬下限額の設定

○工事の請負の契約に係る労働報酬下限額

平成30年度	平成30年度公共工事設計労務単価の90パーセントを基準
令和元年度	令和元年度公共工事設計労務単価の90パーセントを基準
令和2年度	令和2年度公共工事設計労務単価の90パーセントを基準
令和3年度	令和3年度公共工事設計労務単価の90パーセントを基準

○業務の委託に関する契約及び指定管理協定に係る労働報酬下限額

平成30年度	960円（1時間当たり）
令和元年度	960円（1時間当たり）
令和2年度	985円（1時間当たり）
令和3年度	987円（1時間当たり）

5 下限額対象案件

	工事請負	業務委託	指定管理協定	計
平成30年度	19件	36件	0件	55件
令和元年度	16件	24件	2件	42件
令和2年度	25件	29件	2件	56件

平成29年2月17日

越谷市長 高橋 努 様

越谷市労働報酬等審議会
会長 隅田 敏



平成29年度労働報酬下限額について（答申）

平成29年1月12日付け越契第343号で諮問のありました標記の件について、当審議会において必要な事項を審議した結果、下記のとおり答申します。

なお、意見を付しますので、これを十分に尊重し、反映されるよう要望します。

記

1 工事の請負の契約に係る労働報酬下限額について

平成29年度公共工事設計労務単価の90パーセントを基準とした別紙のとおりとすることが望ましい。

なお、見習い、手元等として従事する労働者、年金等の受給のために労働の対価を調整している労働者は、軽作業員の労働報酬下限額の80パーセントに相当する金額1,224円（1時間当たり）が望ましい。

2 業務の委託に関する契約及び指定管理協定に係る労働報酬下限額について

930円（1時間当たり）が望ましい。

3 付帯意見

(1) ダンピング受注による品質低下を防ぐため、最低制限価格のあり方をはじめとした入札制度の改革を行うこと。

(2) 長期継続契約をはじめとする複数年度にわたる業務への労働報酬下限額の適用のあり方や職種別下限額等については、今後、調査研究を行うこと。

別紙

職種	労働報酬下限額 (1時間あたり)	職種	労働報酬下限額 (1時間あたり)
1 特殊作業員	2,397 円	27 普通船員	2,453 円
2 普通作業員	2,127 円	28 潜水士	4,242 円
3 軽作業員	1,530 円	29 潜水連絡員	3,015 円
4 造園工	2,160 円	30 潜水送気員	3,015 円
5 法面工	2,757 円	31 山林砂防工	2,869 円
6 とび工	2,847 円	32 軌道工	4,950 円
7 石工	2,869 円	33 型わく工	2,768 円
8 ブロック工	2,689 円	34 大工	2,734 円
9 電工	2,419 円	35 左官	2,858 円
10 鉄筋工	2,880 円	36 配管工	2,284 円
11 鉄骨工	2,678 円	37 はつり工	2,678 円
12 塗装工	2,847 円	38 防水工	3,083 円
13 溶接工	3,027 円	39 板金工	2,959 円
14 運転手(特殊)	2,543 円	40 タイル工	2,425 円
15 運転手(一般)	2,217 円	41 サッシ工	2,712 円
16 潜かん工	3,207 円	42 屋根ふき工	2,510 円
17 潜かん世話役	3,792 円	43 内装工	2,982 円
18 さく岩工	3,038 円	44 ガラス工	2,655 円
19 トンネル特殊工	3,038 円	45 建具工	2,597 円
20 トンネル作業員	2,599 円	46 ダクト工	2,329 円
21 トンネル世話役	3,420 円	47 保温工	2,363 円
22 橋りょう特殊工	3,297 円	48 建築ブロック工	2,505 円
23 橋りょう塗装工	3,330 円	49 設備機械工	2,397 円
24 橋りょう世話役	3,623 円	50 交通誘導警備員 A	1,463 円
25 土木一般世話役	2,498 円	51 交通誘導警備員 B	1,294 円
26 高級船員	3,105 円		





平成30年3月13日

越谷市長 高橋 努 様

越谷市労働報酬等審議会
会長 隅田 敏



平成30年度労働報酬下限額について（答申）

平成30年1月10日付け越契第388号で諮問のありました標記の件について、当審議会において必要な事項を審議した結果、下記のとおり答申します。

なお、意見を付しますので、これを十分に尊重し、反映されるよう要望します。

記

1 工事の請負の契約に係る労働報酬下限額について

平成30年度公共工事設計労務単価の90パーセントを基準とした別紙のとおりとすることが望ましい。

なお、見習い、手元等として従事する労働者等又は年金等を受給するために労働の対価を調整している労働者等は、軽作業員の労働報酬下限額の80パーセントに相当する金額1,260円（1時間当たり）が望ましい。

2 業務の委託に関する契約及び指定管理協定に係る労働報酬下限額について

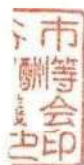
960円（1時間当たり）が望ましい。

3 付帯意見

労働報酬下限額が適用となる案件の状況を把握することを目的として、適用案件の受注者や労働者に対してアンケート等を実施するなどの取組について検討すること。

〔単位:円(1時間あたり)〕

No.	職 種	労働報酬 下 限 額	No.	職 種	労働報酬 下 限 額
1	特殊作業員	2,464	27	普通船員	2,543
2	普通作業員	2,183	28	潜水士	4,320
3	軽作業員	1,575	29	潜水連絡員	3,072
4	造園工	2,239	30	潜水送気員	3,072
5	法面工	2,802	31	山林砂防工	2,970
6	とび工	2,903	32	軌道工	5,040
7	石工	2,970	33	型わく工	2,813
8	ブロック工	2,790	34	大工	2,779
9	電工	2,475	35	左官	2,914
10	鉄筋工	2,937	36	配管工	2,340
11	鉄骨工	2,723	37	はつり工	2,723
12	塗装工	2,903	38	防水工	3,139
13	溶接工	3,083	39	板金工	3,015
14	運転手(特殊)	2,610	40	タイル工	2,489
15	運転手(一般)	2,273	41	サッシ工	2,757
16	潜かん工	3,263	42	屋根ふき工	2,571
17	潜かん世話役	3,859	43	内装工	3,038
18	さく岩工	3,094	44	ガラス工	2,700
19	トンネル特殊工	3,252	45	建具工	2,662
20	トンネル作業員	2,644	46	ダクト工	2,385
21	トンネル世話役	3,555	47	保温工	2,419
22	橋りょう特殊工	3,353	48	建築ブロック工	2,569
23	橋りょう塗装工	3,387	49	設備機械工	2,453
24	橋りょう世話役	3,690	50	交通誘導警備員A	1,497
25	土木一般世話役	2,588	51	交通誘導警備員B	1,328
26	高級船員	3,218			





平成31年1月7日

越谷市長 高橋 努 様

越谷市労働報酬等審議会
会長 隅田 敏



平成31年度労働報酬下限額について（答申）

平成30年11月22日付け越契第322号で諮問のありました標記の件について、当審議会において必要な事項を審議した結果、下記のとおり答申します。

なお、意見を付しますので、これを十分に尊重し、反映されるよう要望します。

記

1 工事の請負の契約に係る労働報酬下限額について

平成31年度公共工事設計労務単価の90パーセントを基準とした金額とすることが望ましい。

なお、公共工事設計労務単価が設定されない職種のうち、屋根ふき工については、最後に設定された平成22年度の公共工事設計労務単価の埼玉県適用の金額に、平成23年度から現在までの公共工事設計労務単価の伸び率（埼玉県適用の金額の伸び率の平均）を乗じた値を設計労務単価とみなし、労働報酬下限額を積算することが望ましい。

また、公共工事設計労務単価が設定されないその他の職種については、平成30年度の埼玉県土木工事設計単価の労務単価に、平成31年度の公共工事設計労務単価の伸び率（埼玉県適用の金額の伸び率の平均）を乗じた額を設計労務単価とみなし、労働報酬下限額を積算することが望ましい。

さらに、見習い、手元等として従事する労働者等又は年金等を受給するために労働の対価を調整している労働者等は、軽作業員の労働報酬下限額の80パーセントに相当する金額とすることが望ましい。

- 2 業務の委託に関する契約及び指定管理協定に係る労働報酬下限額について
960円（1時間当たり）が望ましい。

3 付帯意見

平成31年度において、業務の委託に関する契約及び指定管理協定にかかる労働報酬下限額の設定にあたっては、次の事項を考慮した取扱いとすることが望ましい。

- (1) 労働報酬下限額を適用している各地方公共団体の労働報酬下限額と、設定しようとする際に現に発効している最低賃金（以下「最低賃金」という。）との比率の平均を算出し、当該比率を最低賃金に乗じて得た額等を参考に本市の労働報酬下限額を検討する。
- (2) 複数年度にわたる対象案件にあつては、次の事項について、事業者が予め了知し得るよう対応する。
 - ① 契約初年度に適用される労働報酬下限額の設定にあたっての算出方法
 - ② 契約2年度目以降については、毎年度定める労働報酬下限額を、その年度において適用すること



令和2年3月24日

越谷市長 高橋 努 様

越谷市労働報酬等審議会

会長 田中 浩 介



令和2年度労働報酬下限額について（答申）

令和元年10月2日付け越契第290号で諮問のありました標記の件について、当審議会において必要な事項を審議した結果、下記のとおり答申します。

なお、意見を付しますので、これを十分に尊重し、反映されるよう要望します。

記

1 工事の請負の契約に係る労働報酬下限額について

令和2年度公共工事設計労務単価の90パーセントを基準とした別紙のとおりとすることが望ましい。

なお、見習い、手元等として従事する労働者等及び年金等を受給するために労働の対価を調整している労働者等は、軽作業員の労働報酬下限額の80パーセントに相当する金額1,342円（1時間当たり）が望ましい。

2 業務の委託に関する契約及び指定管理協定に係る労働報酬下限額について

985円（1時間当たり）が望ましい。

3 付帯意見

(1) 業務の委託に関する契約及び指定管理協定にかかる労働報酬下限額の設定にあたっては、会計年度任用職員の賃金水準も考慮した取扱いとすることが望ましい。

(2) 業務の委託に関する契約の職種別下限額について、今後調査研究を行うこと。

(3) 労働報酬下限額が適用となる案件の状況を把握することを目的として、適用案件の受注者や労働者に対してアンケート等を実施すること。

〔単価：円（1時間あたり）〕

No.	職 種	労働報酬 下 限 額	No.	職 種	労働報酬 下 限 額
1	特殊作業員	2,622	27	普通船員	2,599
2	普通作業員	2,318	28	潜水士	4,478
3	軽作業員	1,677	29	潜水連絡員	3,184
4	造園工	2,284	30	潜水送気員	3,184
5	法面工	2,903	31	山林砂防工	3,027
6	とび工	3,004	32	軌道工	5,220
7	石工	3,027	33	型わく工	2,914
8	ブロック工	2,847	34	大工	2,880
9	電工	2,610	35	左官	3,015
10	鉄筋工	3,038	36	配管工	2,464
11	鉄骨工	2,824	37	はつり工	2,824
12	塗装工	3,004	38	防水工	3,252
13	溶接工	3,195	39	板金工	3,128
14	運転手（特殊）	2,768	40	タイル工	2,515
15	運転手（一般）	2,419	41	サッシ工	2,858
16	潜かん工	3,375	42	屋根ふき工	2,682
17	潜かん世話役	3,994	43	内装工	3,150
18	さく岩工	3,364	44	ガラス工	2,802
19	トンネル特殊工	3,409	45	建具工	2,732
20	トンネル作業員	2,734	46	ダクト工	2,509
21	トンネル世話役	3,814	47	保温工	2,554
22	橋りょう特殊工	3,477	48	建築ブロック工	2,595
23	橋りょう塗装工	3,510	49	設備機械工	2,588
24	橋りょう世話役	3,825	50	交通誘導警備員A	1,643
25	土木一般世話役	2,644	51	交通誘導警備員B	1,452
26	高級船員	3,285			

令和2年10月21日

越谷市長 高橋 努 様

越谷市労働報酬等審議会

会長 田中 浩 介



令和3年度労働報酬下限額について (答申)

令和2年10月21日付け越契第372号で諮問のありました標記の件について、
当審議会において必要な事項を審議した結果、下記のとおり答申します。

記

業務の委託に関する契約及び指定管理協定に係る労働報酬下限額について

987円 (1時間当たり) が望ましい。

令和3年3月24日

越谷市長 高橋 努 様

越谷市労働報酬等審議会
会長 田中 浩介



令和3年度労働報酬下限額について（答申）

令和2年10月21日付け越契第372号で諮問のありました標記の件について、当審議会において必要な事項を審議した結果、下記のとおり答申します。

なお、意見を付しますので、これを十分に尊重し、反映されるよう要望します。

記

1 工事の請負の契約に係る労働報酬下限額について

令和3年度公共工事設計労務単価の90パーセントを基準とした別紙のとおりとすることが望ましい。

なお、見習い、手元等として従事する労働者等及び年金等を受給するために労働の対価を調整している労働者等は、軽作業員の労働報酬下限額の80パーセントに相当する金額1,350円（1時間当たり）が望ましい。

2 付帯意見

- (1) 業務の委託に関する契約及び指定管理協定にかかる労働報酬下限額の設定にあたっては、会計年度任用職員の賃金水準も考慮した取扱いとすることが望ましい。
- (2) 業務の委託に関する契約の職種別下限額について、今後調査研究を行うこと。
- (3) 業務の委託に関する契約にかかる労働報酬下限額が適用となる対象契約の範囲について、予定価格が1000万円以上の契約としている範囲の拡大について、調査研究を行うこと。
- (4) 労働報酬下限額が適用となる案件の状況を把握することを目的として、適用案件の受注者や労働者に対してアンケート等を実施すること。

〔単価：円（1時間当たり）〕

No.	職 種	労働報酬 下 限 額	No.	職 種	労働報酬 下 限 額
1	特殊作業員	2,622	27	普通船員	2,712
2	普通作業員	2,340	28	潜水士	4,512
3	軽作業員	1,688	29	潜水連絡員	3,285
4	造園工	2,329	30	潜水送気員	3,229
5	法面工	2,903	31	山林砂防工	3,027
6	とび工	3,072	32	軌道工	5,400
7	石工	3,027	33	型わく工	2,948
8	ブロック工	2,847	34	大工	2,880
9	電工	2,633	35	左官	3,015
10	鉄筋工	3,038	36	配管工	2,532
11	鉄骨工	2,824	37	はつり工	2,824
12	塗装工	3,105	38	防水工	3,252
13	溶接工	3,297	39	板金工	3,207
14	運転手（特殊）	2,813	40	タイル工	2,624
15	運転手（一般）	2,442	41	サッシ工	2,869
16	潜かん工	3,420	42	屋根ふき工	2,719
17	潜かん世話役	4,028	43	内装工	3,184
18	さく岩工	3,477	44	ガラス工	2,892
19	トンネル特殊工	3,409	45	建具工	2,784
20	トンネル作業員	2,790	46	ダクト工	2,577
21	トンネル世話役	3,814	47	保温工	2,554
22	橋りょう特殊工	3,510	48	建築ブロック工	2,715
23	橋りょう塗装工	3,510	49	設備機械工	2,588
24	橋りょう世話役	3,949	50	交通誘導警備員A	1,643
25	土木一般世話役	2,734	51	交通誘導警備員B	1,508
26	高級船員	3,432			

令和 3 年度越谷市労働報酬等審議会第 1 回会議資料

【報告事項】

- ① 令和 2 年度労働報酬下限額適用案件の履行状況等について
- ② 令和 2 年度アンケート結果について
- ③ 令和 3 年度労働報酬下限額適用案件の発注状況について

① 令和2年度労働報酬下限額適用案件の履行状況等について

令和2年度

【労働報酬下限額適用案件数】

工事請負	25件	
業務委託	29件	
指定管理協定	2件	計56件

○工事請負 案件一覧

No.	契約名	契約金額	業者名
1	越谷市大沢地区センター・公民館改修工事（建築）	349,800,000	高元建設株式会社
2	越谷市大沢地区センター・公民館改修工事（機械設備）	130,900,000	株式会社ナカノヤ
3	越谷市大沢地区センター・公民館改修工事（電気設備）	105,732,000	村川電気工業株式会社
4	大相模保育所建設工事（建築）	227,590,000	有限会社大熊建設
5	大相模保育所建設工事（機械設備）	67,100,000	株式会社ナカノヤ
6	大相模保育所建設工事（電気設備）	56,629,100	株式会社大久保電気
7	越谷第一ポンプ場遠方監視制御設備改修工事（雨水）	63,030,000	三菱電機株式会社
8	越谷市立光陽中学校校舎外壁改修工事	52,800,000	高元建設株式会社
9	越谷市斎場空調設備改修工事	78,760,000	株式会社大林組
10	市立病院冷温水発生機改修工事	108,399,500	株式会社協和設備
11	橋梁耐震整備工事（間久里新田橋）その2	125,950,000	株式会社鈴木組
12	かんがい排水等整備工事（2-1）	78,650,000	山崎建設株式会社
13	下水道築造工事（区12-5号線外4路線）	78,650,000	オザワロード株式会社
14	増森工業団地調整池改修工事	148,280,000	オザワロード株式会社
15	公共下水道築造工事（新方川第17号雨水幹線の支線）2-1	140,800,000	株式会社鈴木組
16	千疋幹線排水路整備工事2-1	116,600,000	池中建設株式会社
17	新川都市下水路築造工事2-1	107,690,000	山崎建設株式会社
18	大袋中学校外構改修工事	137,500,000	株式会社水谷工務店
19	中央市民会館空冷チラーユニット等更新工事	64,900,000	三菱電機ビルテクノサービス株式会社
20	第三学校給食センター汚水処理施設排水圧送管改修工事	116,380,000	山崎建設株式会社
21	市役所新本庁舎第二庁舎間仮設連絡通路設置工事	69,850,000	清水・高元・豊田特定JV
22	大相模保育所建設工事（外構）	68,695,000	有限会社大熊建設
23	市役所新本庁舎建設に伴う電算システム配線改修工事	67,100,000	八洲・昭電特定JV
24	市役所第二庁舎及び第三庁舎改修工事（建築）	103,400,000	高元建設株式会社
25	越谷市立あだたら高原少年自然の家解体工事	348,700,000	越谷建設推進協同組合

○業務委託 案件一覧

No.	契約名	契約金額	業者名
1	街路樹等管理委託（市道2340号線外53か所）	32,670,000	有限会社片桐造園
2	街路樹等管理委託（市道2110号線外32か所）	22,847,000	株式会社深野造園
3	街路樹等管理委託（市道1130号線外32か所）	21,560,000	株式会社中新造園
4	街路樹等管理委託（市道2300号線外43か所）	17,380,000	有限会社宝亀園
5	街路樹等管理委託（市道1050号線外31か所）	10,560,000	有限会社クリーンガーデン緑屋
6	除草業務委託（その1）	11,374,000	株式会社深野造園
7	除草業務委託（その2）	13,365,000	株式会社東武緑化サービス
8	公園等管理委託（越谷総合公園外27か所）	37,367,000	株式会社中新造園
9	公園等管理委託（越谷流通公園外27か所）	35,860,000	株式会社東武園芸
10	公園等管理委託（緑の森公園外15か所）	23,375,000	株式会社サンエー緑化
11	公園管理委託（大吉公園外12か所）	23,353,000	株式会社東武緑化サービス
12	公園等管理委託（平方公園外14か所）	22,638,000	株式会社東武園芸
13	公園等管理委託（千間台第四公園外18か所）	22,275,000	株式会社サンエー緑化
14	公園等管理委託（北越谷第五公園外7か所）	22,242,000	株式会社深野造園
15	公園管理委託（（仮称）大相模調節池親水公園）	21,560,000	有限会社片桐造園
16	公園等管理委託（出羽公園外3か所）	12,888,700	株式会社大樹
17	公園等管理委託（鷺高第五公園外14か所）	13,442,000	株式会社深野造園
18	公園等管理委託（蒲生公園外13か所）	10,002,300	株式会社大樹
19	草刈清掃委託（西大袋その1）	11,484,000	有限会社クリーンガーデン緑屋
20	草刈清掃委託（西大袋その2）	9,241,100	有限会社クリーンガーデン緑屋
21	街路樹剪定委託（市道80087号線外8路線）	18,370,000	有限会社片桐造園
22	街路樹剪定委託（市道2190号線外6路線）	12,100,000	株式会社中新造園
23	街路樹剪定委託（市道1020号線外5路線）	11,055,000	有限会社クリーンガーデン緑屋
24	児童館コスモス清掃業務委託（長期継続契約）	23,650,000	首都圏環境サービス株式会社
25	児童館ヒマワリ清掃業務委託（長期継続契約）	22,532,400	株式会社リンレイサービス
26	保健所・保健センター・夜間急患診療所清掃業務委託（長期継続契約）	87,714,000	日本環境マネジメント株式会社
27	市立図書館施設・設備等保守管理業務委託（長期継続契約）	21,186,000	アイル・コーポレーション株式会社
28	市立図書館清掃業務委託（長期継続契約）	22,473,000	アイル・コーポレーション株式会社
29	越谷市障害者就労支援事業業務委託（長期継続契約）	53,356,688	ウェルビー株式会社

○指定管理協定 案件一覧

No.	契約名	上限額	業者名
1	越谷市市民活動支援センター	520,000,000	アイル・オーエンスグループ
2	越谷市斎場	134,000,000	PFI越谷広域斎場株式会社

【履行状況報告書提出件数】

工事請負 19件
 業務委託 29件
 指定管理協定 2件 計50件

【従事労働者数】

○履行状況報告書が提出された全案件の従事労働者数をまとめた一覧

	正社員	パート・ アルバイト	その他 (下請等)	合計
工事請負	68人	1人	3,446人	3,515人
業務委託	179人	72人	68人	319人
指定管理	26人	79人	0人	105人
合計	273人	152人	3,514人	3,939人

【最低支払賃金額の報告状況】

工事請負

○履行状況報告書が提出された全案件のうち職種ごとの最低支払賃金額をまとめた一覧

職種	労働報酬下限額	最低支払賃金額 (最低額)	最低支払賃金額 (最高額)
特殊作業員	2,622	2,670	3,600
普通作業員	2,318	2,325	2,700
軽作業員	1,677	1,685	1,700
造園工	2,284	2,400	2,400
法面工	2,903	—	—
とび工	3,004	3,020	3,100
石工	3,027	—	—
ブロック工	2,847	—	—
電工	2,610	2,625	3,330
鉄筋工	3,038	3,060	3,100
鉄骨工	2,824	2,900	2,900
塗装工	3,004	3,010	3,100
溶接工	3,195	3,200	3,200
運転手(特殊)	2,768	2,800	3,150
運転手(一般)	2,419	2,430	2,490
潜かん工	3,375	—	—
潜かん世話役	3,994	—	—
さく岩工	3,364	—	—
トンネル特殊工	3,409	—	—
トンネル作業員	3,734	—	—
トンネル世話役	3,814	—	—
橋りょう特殊工	3,477	—	—
橋りょう塗装工	3,510	—	—
橋りょう世話役	3,825	—	—
土木一般世話役	2,644	2,700	3,800
高級船員	3,285	—	—
普通船員	2,599	—	—

潜水士	4,478	—	—
潜水連絡員	3,184	—	—
潜水送気員	3,184	—	—
山林砂防工	3,027	—	—
軌道工	5,220	—	—
型わく工	2,914	2,950	3,014
大工	2,880	2,930	3,000
左官	3,015	3,050	3,050
配管工	2,464	2,480	2,762
はつり工	2,824	2,900	2,924
防水工	3,252	3,260	3,260
板金工	3,128	3,130	3,340
タイル工	2,515	2,520	2,520
サッシ工	2,858	—	—
屋根ふき工	2,682	3,100	3,100
内装工	3,150	3,170	3,170
ガラス工	2,802	2,810	2,810
建具工	2,732	2,900	2,900
ダクト工	2,509	2,520	2,600
保温工	2,554	2,560	3,000
建築ブロック工	2,595	—	—
設備機械工	2,588	2,610	2,622
交通誘導警備員 A	1,643	1,700	2,250
交通誘導警備員 B	1,452	1,480	2,000
見習い	1,342	1,937	1,937
年金受給	1,342	1,418	1,418

業務委託

○履行状況報告書が提出された全案件の最低支払賃金額をまとめた一覧

労働報酬下限額	最低支払賃金額 (最低額)	最低支払賃金額 (最高額)
985円	985円	1,667円

指定管理

○履行状況報告書が提出された全案件の最低支払賃金額をまとめた一覧

労働報酬下限額	最低支払賃金額 (最低額)	最低支払賃金額 (最高額)
985円	985円	1,000円

②アンケート結果について

【労働者向けアンケート】

条例の周知状況等を確認することを目的に、条例に規定する労働報酬下限額の適用案件の労働者を対象にアンケート調査を実施しました。

令和2年度

- 調査対象： 越谷市大沢地区センター・公民館改修工事（建築）
大相模保育所建設工事（建築）
保健所・保健センター・夜間急患診療所清掃業務委託（長期継続契約）
- 調査期間： 令和2年12月14日～令和3年2月28日
- 調査内容： 別紙1のとおり

【事業者向けアンケート】

条例の実効性を確認することを目的に、条例に規定する労働報酬下限額の適用案件を受注した事業者を対象にアンケート調査を実施しました。

令和2年度

- 調査対象： 労働報酬下限額適用案件を受注した34事業者
- 調査期間： 令和3年3月5日～令和3年3月19日
- 回答者数： 20事業者
- 調査結果： 別紙2のとおり

③ 令和3年度労働報酬下限額適用案件の発注状況について

令和3年度

【労働報酬下限額適用案件数】 ※令和3年9月13日現在

工事請負 7件
 業務委託 28件
 指定管理協定 19件 計54件

○工事請負 案件一覧

No.	契約名	契約金額	業者名
1	橋梁耐震整備工事（千代田橋）	215,600,000	池中建設株式会社
2	越谷市立大相模中学校校舎外壁改修工事	228,800,000	株式会社山下工務店
3	越谷市立第1体育館等解体工事	181,225,000	高元建設株式会社
4	南越谷地区センター空調機更新工事	50,289,800	株式会社協和設備
5	越谷第一ポンプ場遠方監視制御設備改修工事	66,000,000	メタウォーター株式会社
6	越谷市斎場防水改修工事	109,450,000	株式会社大林組
7	新川都市下水路築造工事3-1	66,770,000	山崎建設株式会社

○業務委託 案件一覧

No.	契約名	契約金額	業者名
1	街路樹等管理委託（市道2340号線外53か所）	30,910,000	有限会社片桐造園
2	街路樹等管理委託（市道2110号線外32か所）	22,880,000	株式会社深野造園
3	街路樹等管理委託（市道1130号線外32か所）	21,560,000	株式会社中新造園
4	街路樹等管理委託（市道2300号線外43か所）	15,312,000	有限会社宝亀園
5	街路樹等管理委託（市道1050号線外30か所）	10,442,300	有限会社片桐造園
6	除草業務委託（その1）	11,385,000	株式会社深野造園
7	除草業務委託（その2）	11,880,000	株式会社東武園芸
8	公園等管理委託（緑の森公園外37か所）	42,350,000	株式会社サンエー緑化
9	公園等管理委託（越谷総合公園外27か所）	37,290,000	株式会社中新造園
10	公園等管理委託（鷺高第五公園外20か所）	31,460,000	株式会社深野造園
11	公園等管理委託（元荒川緑道外3か所）	26,180,000	株式会社東武園芸
12	公園管理委託（大吉公園外11か所）	24,860,000	株式会社東武緑化サービス
13	公園等管理委託（千間台第四公園外18か所）	23,320,000	有限会社クリーンガーデン緑屋
14	公園管理委託（（仮称）大相模調節池親水公園）	22,330,000	株式会社中新造園
15	公園管理委託（平方公園外13か所）	20,790,000	株式会社東武園芸
16	公園等管理委託（出羽公園外17か所）	20,570,000	株式会社中新造園
17	公園等管理委託（蒲生公園外14か所）	17,919,000	株式会社東武緑化サービス
18	草刈清掃委託（西大袋その1）	11,500,000	有限会社片桐造園
19	草刈清掃委託（西大袋その2）	9,700,000	株式会社深野造園

20	市庁舎清掃業務委託（長期継続契約）	273,240,000	日建総業株式会社
21	放置自転車等保管・返還業務委託（長期継続契約）	23,166,000	有限会社ライフ・サポート
22	リサイクルプラザ清掃業務委託（長期継続契約）	39,105,000	株式会社ホリ・エンタープライズ
23	リサイクルプラザ資源化施設運転管理等業務委託（長期継続契約）	530,640,000	新明和ウエステック株式会社
24	産業雇用支援センター清掃業務委託（長期継続契約）	10,780,000	株式会社ホリ・エンタープライズ
25	若年者等就職支援事業委託（長期継続契約）	9,875,105	株式会社シグマスタッフ
26	蒲生地区センター・地域包括支援センター蒲生清掃業務委託（長期継続契約）	8,989,200	株式会社むさしビルクリーナー
27	増林地区センター・教育センター・地域包括支援センター増林清掃業務委託（長期継続契約）	15,510,000	有限会社大洋警備保障
28	北部市民会館清掃業務委託（長期継続契約）	26,400,000	株式会社庶務サービス

○指定管理協定 案件一覧

No.	契約名	上限額	業者名
1	中央市民会館	956,000,000	越谷市施設管理公社
2	北部市民会館	277,000,000	北部市民会館運営協議会
3	赤山交流館	19,728,000	赤山交流館運営協議会
4	大沢北交流館	19,728,000	大沢北交流館運営協議会
5	蒲生交流館	19,728,000	蒲生交流館運営協議会
6	南部交流館	19,728,000	南部交流館運営協議会
7	大袋北交流館	19,728,000	大袋北交流館運営協議会
8	桜井交流館	19,728,000	桜井交流館運営協議会
9	南越谷交流館	19,728,000	南越谷交流館運営協議会
10	障害者福祉センターこぼと館	116,000,000	越谷市社会福祉協議会
11	障害者就労訓練施設しらこぼと	899,000,000	越谷市社会福祉協議会
12	花田苑	181,000,000	越谷市施設管理公社
13	キャンベルタウン野鳥の森	183,000,000	越谷市施設管理公社
14	越谷コミュニティセンター	1,703,000,000	越谷市施設管理公社
15	日本文化伝承の館こしがや能楽堂	259,000,000	越谷市施設管理公社
16	総合体育館	605,000,000	越谷市施設管理公社
17	市民球場・総合公園	317,000,000	越谷市施設管理公社
18	しらこぼと運動公園	403,000,000	越谷市施設管理公社
19	緑の森公園越谷市弓道場	38,800,000	越谷市施設管理公社

アンケート調査結果

令和2年12月14日～令和3年2月28日

回答：対象3案件合計 50者

大沢地区センター（25者）、大相模保育所（17者）、保健所・保健センター（8者）

問1 あなたが今働いている現場は、市の公契約条例の対象工事であり、市が独自に決めた労働報酬下限額以上の賃金が支払われることが約束されていますが、このことを知っていますか。

1 知っている。	41者
2 知らない。	9者

問2 （問1で「知っている。」と答えた方のみ御回答ください）
公契約条例についてどうやって知りましたか。その他の場合は、その内容をご記入ください。

1 現場（職場）の掲示物（ポスター等）で知った。	16者
2 現場で配布されたチラシで知った。	6者
3 現場の朝礼や新規入場者教育で知った。	21者
4 勤務先からの説明等で知った。	9者
5 その他（内容をご記入ください）	1者

内容	
----	--

未回答：2者
※複数回答含む

問3 あなたが今働いている工事での賃金は、他の工事と比べて高いですか、低いですか。

1 高い。	1者
2 低い。	7者
3 変わらない。	16者
4 わからない。	18者

問4 労働報酬下限額は、普通作業員や電工、配管工などの職種ごとで異なりますが、あなたは労働報酬下限額以上の賃金をもらっていますか。

1 もらっている。	26者
2 もらっていない。	1者
3 わからない。	23者

問5 （問4で「もらっていない。」と答えた方のみ御回答ください）
労働報酬下限額以上の賃金をもらっていない理由をご記入ください。
(例：本来の職種と違う、労働報酬下限額が低い職種（具体的な職種）で登録されているため。等)

理由記入欄	<ul style="list-style-type: none"> ・時代の流れ
-------	--

問6 あなたは、元請負事業者の従事者ですか。下請負事業者の従事者ですか。

1 元請負事業者。	3者
2 下請負事業者。	34者
3 わからない。	5者

問7 (問6で「下請負事業者。」と答えた方のみ御回答ください)

何次下請にあたるか御回答ください。

1 1次下請。	22者
2 2次下請。	9者
3 3次下請以降。	2者
4 わからない。	1者

問8 公契約条例の対象となった工事の労働者は、労働報酬下限額を下回った賃金が支払われている場合に市または受注者（元請業者）にその旨の申し出をすることができます。このことを知っていますか。

1 知っている。	37者
2 知らない。	13者

問9 その他、公契約条例について、ご意見がございましたらご記入ください。

意見欄	
-----	--

アンケート調査結果

令和3年3月5日～令和3年3月19日

回答事業者：20社（全34事業者）

※ご回答の内容については、本市における施策の判断材料としてのみ使用します。

問1 本市の公契約条例について、どの程度理解できていると思いますか。

1 理解できている	3社
2 ほぼ理解できている	16社
3 あまり理解できていない	1社
4 理解できていない	0社

問2 条例では、労働報酬下限額適用案件の受注者は、労働報酬下限額等の事項をその業務に従事する労働者（以下「対象労働者」という。）へ周知することとされていますが、どのような方法で周知を行いましたか。（複数回答可）

その他の場合は、その内容を「その他」欄にご記入ください。

1 受注者が各対象労働者に書面で周知	7社
2 下請業者に各対象労働者へ書面で周知するよう依頼	1社
3 作業場事務所・労働者控室への掲示	11社
4 受注者が各対象労働者へ口頭により説明	8社
5 下請業者に各対象労働者へ口頭により周知するよう依頼	4社
6 その他（内容をご記入ください）	0社

問3 公契約条例に関して、対象労働者からの相談や質問、苦情等がありましたか。

1 相談等があった	0社
2 相談等はなかった	20社

問4 （問3において「1 相談等があった。」と回答した場合のみご回答ください。）
相談等の内容はどのようなものでしたか。

記入欄	
-----	--

問5 公契約条例は、労働環境の整備に効果があったと思いますか。
また、その理由をご記入ください。

1 効果があったと考える	6社
2 今は効果が見られないが、今後効果があると考え	9社
3 効果はない。今後も効果はないと考える	3社
4 その他	2社

※何故そう思うのか理由もご記入ください。

- ・支払いが適正に行なわれ、下請業者も安心して従事しているようです。(回答 1)
- ・改定ごとの労働報酬下限額設定により、基準を満たしている労働環境であることを再確認出来る。更なる労働環境の向上に向け、行動できる。(回答 1)
- ・長時間労働の改善や従業員の有給取得率の向上に繋がりました。(回答 1)
- ・適正価格での受注を行えることにより、労働環境の整備に繋がっていると考えます。(回答 1)
- ・労働者の勤務形態、環境等の再確認につながった。(回答 1)
- ・少しずつ内容が見直され、下請業者の意識改革がされてきている為。(回答 2)
- ・協力業者の設備投資や福利厚生など大きな変化は感じ取れないが、向上していることは感じ取れるため。(回答 2)
- ・他自治体でも制定が進めば下請業者の環境整備につながる。(回答 2)
- ・情報を公開することで作業員側も意識が向くため。(回答 2)
- ・労働環境の整備の意識付けとなっている。(回答 2)
- ・労働者の労働条件や環境の確保につながり今後効果があると考え。(回答 2)
- ・まだ、公契約条例に対する理解が発注者・受注者・労働者とも不足しているように思うが、今後理解が深めれば効果が出てくるのではないかと。(回答 2)
- ・初めからきちんとしているので、特に変化は無い。(回答 3)
- ・当社では年収制限のあるパート社員が対象です。年収制限、扶養制限の年収額と連動していませんので、労働時間が短縮になったただけでした。そして「労働者が個人の時間を有効利用出来たか」といえば、そこまでの時間短縮にはなっていません。(回答 3)
- ・建設労働者不足の昨今、ある程度の賃金を支払わなければ、人材の確保が難しい。(回答 4)
- ・労働報酬下限額を見直すことで人員減や時間減、周辺地域との賃金バランスが崩れる影響が出るため。(回答 4)

問7 公契約条例の適用となったことにより、対象労働者の労働意欲の向上につながる効果があったと思いますか。また、その理由をご記入ください。

1 効果があったと考える	6 社
2 今は効果が見られないが、今後効果があると考え	10 社
3 効果はない。今後も効果はないと考える。	3 社
4 その他	1 社

※何故そう思うのか理由もご記入ください。

- ・支払いが適正に行なわれ、下請業者も安心して従事しているようです。(回答 1)
- ・労働賃金が高く労働者の労働意欲の向上に繋がっています。(回答 1)
- ・最低賃金よりも時給額が増額となるため。(回答 1)
- ・労働者が休みの際に他の労働者が積極的に代務を行ってくれる等労働意欲の向上につながっていると思われる。(回答 1)
- ・離職者が少なく従業員が定着している。(回答 1)
- ・自身の業種の価値を理解し、保証されている安心感も得られる。(回答 1)
- ・他自治体でも制定が進めば下請業者の環境整備につながる。(回答 2)
- ・情報を公開することで作業員側も意識が向くため。(回答 2)
- ・労働環境の整備の意識付けとなっている。(回答 2)
- ・適正な労働報酬により労働者の雇用につながると思う。(回答 2)
- ・コロナ禍でも従業員を守る労働環境であると従業員に認識され、意欲向上につながることに期待。(回答 2)
- ・まだ、公契約条例に対する理解が労働者とも不足しているため効果はあまり見られない。(回答 2)
- ・問5により、見直しされてくれば向上すると思われる。(回答 2)
- ・適用になったから労働意欲が向上し、施工品質や精度が良くなったとか、特段変化は感じ取れないため。(回答 2)
- ・本人の意識の問題だから。(回答 3)

- ・当社では年収制限のあるパート社員が対象です。年収制限、扶養制限の年収額と連動していませんので、労働時間が短縮になっただけでした。そして「労働者が個人の時間を有効利用出来たか」といえば、そこまでの時間短縮にはなっていません。(回答 3)
- ・建設労働者不足の昨今、ある程度の賃金を支払わなければ、人材の確保が難しい。(回答 4)

問 8 労働報酬下限額適用案件の労働者賃金は、他に受注している工事や業務委託と比べて高いですか、低い
ですか。

また、その理由をご記入ください。

1 高い	3 社
2 低い	1 社
3 変わらない	16 社

※理由もご記入ください。

- ・他市で受注している業務は労働者に最低賃金で雇用しているところが多いです。(回答 1)
- ・埼玉県の最低賃金より高い。(回答 1)
- ・コロナ禍において賃金の見直しが図れない中、労働報酬下限額適用案件の負担が大きく感じる。(回答 1)
- ・他業種と比べられない部分が多く、回答しづらいですが、失敗の許されない業種であることからまだまだ認められていない面があると思います。(回答 2)
- ・当社では 1 次下請けに支払う労務単価は下限額を上回っている。2 次以降については、指導はしているが把握はしていない。(回答 3)
- ・労働報酬下限額を上回る賃金設定を行い給与を決定しているため、案件ごとに賃金を変更しない為。(回答 3)
- ・特別変わりません。(回答 3)
- ・物件によって労働者賃金は今のところ変化しない(回答 3)
- ・公契約条例の適用の現場であろうが、そうでなかろうが、当社としては差を設けないようにしており、労働報酬額に準じて行っている。(回答 3)
- ・人による。(回答 3)
- ・建設労働者不足の昨今、ある程度の賃金を支払わなければ、人材の確保が難しい。(回答 4)

問 9 労働報酬下限額適用案件の契約締結時に配布しました「越谷市公契約条例の手引き」に記載の説明内容
について不明点等があり見直しが必要と思いますか。

1 必要である	0 社
2 必要でない	18 社

未回答 2 社

問 10 (問 9 において「1 必要である」と回答した場合のみご回答ください。) 見直しが必要な内容はどのようなものですか。

見直し 内容欄	
------------	--

問 11 令和元年度の労働報酬下限額の金額について、どのように感じましたか。

1 高い	2 社
2 低い	0 社
3 適当な金額である	16 社

未回答 2 社

問12 令和2年度中に、一部の案件について、労働報酬下限額適用契約に従事する労働者を対象とした調査を実施しました。今後、対象案件を拡大して、労働者を対象とした調査を検討しております。

実施にあたり、対象契約の受注者へご協力をお願いすることとなりますが、調査方法等についてご意見がありましたらご記入ください。

- ・調査対象となった現場担当者の書類作成が負担になっている。
- ・対象工事になった際に契約課から労働者向けに何のためのこういった内容の、簡素化された条例概要が記載された一枚紙をいただければ、配布と認知もしやすいと思われれます。
- ・記載方法について、もう少し詳細な説明があると助かります。期間・対象業種・元請、下請の有無など。

問13 その他本市の入札・契約制度に関してご意見等がありましたらご記入ください。

また、今までご回答いただいた内容について、補足等がありましたら併せてご記入ください。

- ・きちんと実施している業者が損をしない様な方向で進めて貰いたい。
- ・長期契約においても、労働報酬下限額を上昇させた場合には年度毎に委託料を見直していただきたい。また、総合評価方式の入札であれば本条例も有効になると考えます。「入札価格が安ければ良い」では事業者が疲弊することになります。
- ・労働報酬下限額適用契約に該当する業務委託においては、予算計上の段階で該当年度以降の金額上昇を十分考慮の上で予算を算定いただくことを切に望みます。

令和 3 年度越谷市労働報酬等審議会第 1 回会議資料

【協議事項】

- ①業務委託等に係る労働報酬下限額について

業務委託等に係る労働報酬下限額について

1 労働報酬下限額とは

公契約条例は、公契約（国や地方公共団体が、民間企業等と締結する契約）に従事する労働者の適正な労働条件を確保することを目的の一つとしていますが、この実効性を確保するため、発注者が、公契約従事労働者に支払われるべき賃金の下限額を「労働報酬下限額」として設定し、この下限額以上の賃金を受注者に義務付けるものです。

2 対象案件（施行規則第5条）

(1) 予定価格が5,000万円以上の工事請負契約

(2) 予定価格が1,000万円以上の業務委託のうち以下の契約

- ・建物清掃
- ・施設運転管理
- ・相談支援
- ・放置自転車保管場所管理
- ・食堂業務
- ・設備保守管理
- ・公園・街路樹等の維持管理
- ・市立病院院内保育室運営
- ・医療事務
- ・市立病院病棟保育業務
- ・市立病院警備業務
- ・市立病院電話交換業務

(3) 委託料の上限が1,000万円以上の指定管理協定

※・シルバー人材センター受注案件

については、金額に関わらず、労働報酬下限額の対象外となります。

3 対象労働者

対象案件に従事する労働者であれば、下請負や再委託労働者、一人親方に対しても労働報酬下限額が適用されますが、以下の労働者は適用外となります。

(1) 最低賃金の減額の特例が認められる労働者（施行規則第3条第1号）

- ① 精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者
- ② 試の使用期間中の者
- ③ 職業能力開発促進法に基づく認定職業訓練を受ける者のうち一定のもの
- ④ イ 軽易な業務に従事する者
ロ 断続的労働に従事する者

(2) 建設工事の現場代理人、監理技術者等（施行規則第3条第2号）

(3) 対象案件への従事時間が1月あたり30分未満の者（施行規則第3条第3号）

(4) 同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者、家事使用人（条例第2条第4号）

4 対象案件受注者に求められる主な内容

対象案件に従事する全ての労働者に対して労働報酬下限額以上の賃金の支払いが義務付けられるほか、施行規則に基づく様式により、支払い賃金額や関係法令の遵守状況等について、市への報告が求められます。

5 令和4年度の業務委託及び指定管理協定に適用される下限額について

(1) 労働報酬下限額の設定状況

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
労働報酬下限額	930円	960円	960円	985円	987円

(2) 各賃金額の状況

条例第6条第2項各号の規定により、業務委託の下限額の設定にあたり、本市では「最低賃金額」、「生活保護基準」及び「その他公的機関が定める労務単価の基準等」を勘案することとしていますが、他の自治体においては、それ以外に「市職員給与」や「市会計年度任用職員賃金」、「市内同種労働者、市発注業務従事労働者賃金」等を勘案しております。

① 最低賃金額・・・956円（埼玉県）

○1都6県における最低賃金額の推移

	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	最低賃金	前年比	最低賃金	前年比	最低賃金	前年比	最低賃金	前年比
埼玉県	898円	27円	926円	28円	928円	2円	956円	28円
茨城県	822円	26円	849円	27円	851円	2円	879円	28円
栃木県	826円	26円	853円	27円	854円	1円	882円	28円
群馬県	809円	26円	835円	26円	837円	2円	865円	28円
千葉県	895円	27円	923円	28円	925円	2円	953円	28円
東京都	985円	27円	1,013円	28円	1,013円	0円	1,041円	28円
神奈川県	983円	27円	1,011円	28円	1,012円	1円	1,040円	28円

○1都6県における最低賃金の上昇率

	H27→28	H28→29	H29→30	H30→R元	R元→R2	R2→R3
埼玉県	3.05%	3.08%	3.10%	3.12%	0.22%	3.02%
茨城県	3.21%	3.24%	3.27%	3.28%	0.24%	3.29%
栃木県	3.20%	3.23%	3.25%	3.27%	0.12%	3.28%
群馬県	2.99%	3.16%	3.32%	3.21%	0.24%	3.35%
千葉県	3.06%	3.09%	3.11%	3.13%	0.22%	3.03%
東京都	2.76%	2.79%	2.82%	2.84%	0.00%	2.76%
神奈川県	2.76%	2.80%	2.82%	2.85%	0.10%	2.77%

② **生活保護基準**（条例第6条第2項第3号）・・・760円

○令和3年度における越谷市での生活保護基準額（2級地1）

- ・第1類（食費、被服費等） 44,070円
- ・第2類（光熱費等） 27,690円
- ・冬季加算額 2,630円
- ・期末一時扶助 12,880円
- ・住宅扶助 43,000円
- ・合計 130,270円

$130,270円 \div 171.4（1月（30日）の法定労働時間） = 760.03 \approx 760円$

※1 生活保護基準額のうち最も高額な12～17歳単身世帯の基準（1類費＋2類費＋冬季加算＋期末一時扶助費＋住宅扶助※2）により積算しています。

※2 住宅扶助の数値は埼玉県住宅扶助限度額を使用し積算しています。

③ **市職員給与（高卒行政職初任給）**

◇地域手当を含めない場合・・・1,024円

◇地域手当を含める場合・・・1,085円

○積算方法

①高卒行政職初任給 160,100円

（越谷市職員の給与に関する条例 別表第1 1級13号）

②地域手当（6%） 9,606円

◇地域手当を含めない場合

$160,100円 \times 12月 \div 1875.5時間（年間所定労働時間） \approx 1,024円$

◇地域手当を含める場合

$169,706円 \times 12月 \div 1875.5時間（年間所定労働時間） \approx 1,085円$

④ **市会計年度任用職員賃金（事務） ※H29～R1 臨時職員**

年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
賃金額	940円	960円	960円	1,009円	1,009円

⑤ **市内同種労働者、市発注業務従事労働者賃金（本市賃金調査の結果）**

○令和2年10月1日付の最低賃金額の引き上げを踏まえ、最低賃金額以上の賃金が支払われていることを確認するため、現に履行中の清掃業務委託を対象に、受注者に対するアンケート調査を実施しました。

◇調査期間 令和2年11月9日～20日

◇対象案件 現に履行中の建物清掃業務委託（計23件、8社）※1,000万円未満の案件含む

◇調査結果

・賃金額平均値 : 1,058円（最低賃金（928円）に占める割合：114.01%）

・回答における賃金最低額：928円（最低賃金（928円）に占める割合：100.00%）

(3) 他自治体の業務委託に係る労働報酬下限額 (令和3年9月13日現在)

	自治体名	下限額 前年対比	令和4年度			下限額 前年対比	令和3年度			下限額 前年対比	令和2年度			
			下限額	最低賃金	最低賃金比		下限額	最低賃金	最低賃金比		下限額	最低賃金	最低賃金比	
19	越谷市			956		100.20%	987	928	106.36%	102.60%	985	926	106.37%	
1	千葉県野田市			953		100.31%	981	925	106.05%	103.16%	978	923	105.96%	
2	神奈川県川崎市			1,040		100.00%	1,056	1,012	104.35%	103.02%	1,056	1,011	104.45%	
3	東京都多摩市			1,041		100.00%	1,046	1,013	103.26%	102.75%	1,046	1,013	103.26%	
4	神奈川県相模原市			1,040		100.00%	1,059	1,012	104.64%	102.92%	1,059	1,011	104.75%	
5	東京都国分寺市			1,041		100.00%	1,036	1,013	102.27%	103.08%	1,036	1,013	102.27%	
6	東京都渋谷区			1,041		100.36%	1,122	1,013	110.76%	109.72%	1,118	1,013	110.37%	
7	神奈川県厚木市			1,040		100.00%	1,045	1,012	103.26%	102.85%	1,045	1,011	103.36%	
8	福岡県直方市			870		100.00%	897	842	106.53%	102.28%	897	841	106.66%	
9	東京都足立区			1,041		103.21%	1,094	1,013	108.00%	102.91%	1,060	1,013	104.64%	
10	兵庫県三木市			928		100.00%	940	900	104.44%	103.30%	940	899	104.56%	
11	東京都千代田区			1,041		100.00%	1,095	1,013	108.09%	101.67%	1,095	1,013	108.09%	
12	埼玉県草加市			956		100.21%	956	928	103.02%	101.49%	954	926	103.02%	
13	東京都世田谷区			1,041		100.00%	1,130	1,013	111.55%	105.61%	1,130	1,013	111.55%	
14	高知県高知市			820		100.24%	851	792	107.45%	103.66%	849	790	107.47%	
15	千葉県我孫子市			953		100.11%	928	925	100.32%	100.43%	927	923	100.43%	
16	兵庫県加西市			928		100.00%	920	900	102.22%	103.37%	920	899	102.34%	
17	兵庫県加東市			928		100.00%	920	900	102.22%	103.37%	920	899	102.34%	
18	愛知県豊橋市			955		100.11%	942	927	101.62%	103.07%	941	926	101.62%	
20	東京都目黒区			1,041		100.93%	1,080	1,013	106.61%	102.88%	1,070	1,013	105.63%	
21	東京都日野市			1,041			-	1,013			-	1,013		
22	愛知県豊川市			955		100.11%	937	927	101.08%	102.86%	936	926	101.08%	
23	東京都新宿区			1,041		100.00%	1,050	1,013	103.65%		1,050	1,013	103.65%	
24	東京都杉並区			1,041			1,083	1,013	106.91%					
			0	23,732	0.00%	23,155	22,047	105.03%			22,012	21,015	104.74%	
			単純平均			単純平均			単純平均			単純平均		
						104.99%						104.72%		

※野田市、多摩市、国分寺市、千代田区では、業務委託において、その内容に応じた複数の下限額を設定しているため、その中で最も安価な額を掲載しています。

※最低賃金については、その下限額を設定した時点での額(令和3年度の額は令和2年発効分、令和4年度の額は令和3年度発効分)を掲載しています。

○24自治体の平均比率で令和4年度に当てはめた場合

公契約条例導入自治体(24自治体) 令和3年度の平均 105.03%

$$956円 \times 105.03\% \approx 1004円$$

※埼玉県最低賃金

(4) 前年度の最低賃金額と下限額の比率を新年度に適用した場合の下限額

令和3年度の労働報酬下限額と最低賃金額との比率(①)を、令和3年10月発効の最低賃金額(②)に当てはめた場合の下限額(③)一覧です。

自治体名	令和3年度			令和4年度		
	下限額	最低賃金(R円)	最低賃金比	最低賃金(R2)	適用後	設定済 下限額
越谷市	987	928	106.36%	956	1,017	
千葉県野田市	981	925	106.05%	953	1,011	
神奈川県川崎市	1,056	1,012	104.35%	1,040	1,085	
東京都多摩市	1,046	1,013	103.26%	1,041	1,075	
神奈川県相模原市	1,059	1,012	104.64%	1,040	1,088	
東京都国分寺市	1036	1013	102.27%	1041	1,065	
東京都渋谷区	1,122	1,013	110.76%	1,041	1,153	
神奈川県厚木市	1,045	1,012	103.26%	1,040	1,074	
福岡県直方市	897	842	106.53%	870	927	
東京都足立区	1,094	1,013	108.00%	1,041	1,124	
兵庫県三木市	940	900	104.44%	928	969	
東京都千代田区	1,095	1,013	108.09%	1,041	1,125	
埼玉県草加市	956	928	103.02%	956	985	
東京都世田谷区	1,130	1,013	111.55%	1,041	1,161	
高知県高知市	851	792	107.45%	820	881	
千葉県我孫子市	928	925	100.32%	953	956	
兵庫県加西市	920	900	102.22%	928	949	
兵庫県加東市	920	900	102.22%	928	949	
愛知県豊橋市	942	927	101.62%	955	970	
東京都目黒区	1,080	1,013	106.61%	1,041	1,110	
東京都日野市	-	1,013		1,041		
愛知県豊川市	937	927	101.08%	955	965	
東京都新宿区	1,050	1,013	103.65%	1,041	1,079	
東京都杉並区	1,083	1,013	106.91%	1,041	1,113	

①

②

③

○今年度と同じ比率で令和4年度に当てはめた場合

越谷市の令和3年度の比率 106.36%

$$956円 \times 106.36\% \approx 1017円$$

※埼玉県最低賃金

(5) 各賃金額等の一覧

- ・令和3年度労働報酬下限額(越谷市)・・・987円
- ・最低賃金額(埼玉県)・・・956円
- ・生活保護基準・・・760円
- ・市職員給与(高卒行政職初任給)
 - ◇地域手当を含めない場合・・・1,024円
 - ◇地域手当を含める場合・・・1,085円
- ・令和3年度会計年度任用職員賃金・・・1,009円
- ・条例導入自治体の平均比率で令和4年度に当てはめた場合
 - $956円 \times 105.03\% \approx \underline{1,004円}$
- ・今年度の最低賃金額と下限額の比率で令和4年度に当てはめた場合
 - $956円 \times 106.36\% \approx \underline{1,017円}$

労働報酬下限額の設定状況

年度	下限額	設定経過等
H29	930円	最低賃金に3年間の伸び率を10%程度と想定して845円(当時の最低賃金額) × 110% ≒ 930円。平成28年度臨時職員賃金930円と同額。
H30	960円	最低賃金に3年間の伸び率を10%程度と想定して871円(当時の最低賃金額) × 110% ≒ 960円。
R元	960円	下限額の適用を年度ごとに変更したことで、最低賃金の3年間の伸び率を考慮する必要をなくし、今後は他自治体の最低賃金との比率の平均を算出して、最低賃金に乗じた額を参考にするようになったため、その平均比率から計算した金額が940円であり960円未満であることから据え置きとした。
R2	985円	他自治体の最低賃金との比率の平均と最低賃金の上昇額から考慮して、他自治体との平均に近づけるため、今までの最低賃金との比率から少し下げる割合で設定した。
R3	987円	新型コロナウイルス等の影響により最低賃金が前年2円増(埼玉県)止まりとなったため、同様に2円増のみとした。

付帯意見の抜粋

平成30年度

平成31年度において、業務の委託に関する契約及び指定管理協定にかかる労働報酬下限額の設定にあたっては、次の事項を考慮した取扱いとすることが望ましい。

- (1) 労働報酬下限額を適用している各地方公共団体の労働報酬下限額と、設定しようとする際に現に発効している最低賃金(以下「最低賃金」という。)との比率の平均を算出し、当該比率を最低賃金に乗じて得た額等を参考に本市の労働報酬下限額を検討する。

令和元年度

- (1) 業務の委託に関する契約及び指定管理協定にかかる労働報酬下限額の設定にあたっては、会計年度任用職員の賃金水準も考慮した取扱いとすることが望ましい。

令和2年度

- (1) 業務の委託に関する契約及び指定管理協定にかかる労働報酬下限額の設定にあたっては、会計年度任用職員の賃金水準も考慮した取扱いとすることが望ましい。

(6) 参考

令和2年度付帯意見の対応等

付帯意見1

「(2) 業務の委託に関する契約の職種別下限額について、今後調査研究を行うこと。」

○職種別下限額を設定している自治体一覧

自治体名	令和3年度		令和2年度	
	職種	下限額	職種	下限額
千葉県野田市	事務員補助	981	事務員補助	978
	プラント保安要員	1,660	プラント保安要員	1,660
	中央操作員	1,660	中央操作員	1,660
	重機オペレータ	1,660	重機オペレータ	1,660
	計量業務員	981	計量業務員	978
	プラットホーム作業員	1,260	プラットホーム作業員	1,240
	手選別作業員	988	手選別作業員	985
	手選別作業員（障がい者等）	最低賃金額	手選別作業員（障がい者等）	最低賃金額
	清掃作業員	981	清掃作業員	978
	除草作業員	981	除草作業員	978
	給食調理員	981	給食調理員	978
	給食配膳員	981	給食配膳員	978
	給食配送員（運搬員）	1,051	給食配送員（運搬員）	1,051
	給食設備管理員	1,680	給食設備管理員	1,660
東京都多摩市	公園管理業務・施設の樹木管理業務	1,053	公園管理業務・施設の樹木管理業務	1,053
	街路樹の維持管理業務	1,060	街路樹の維持管理業務	1,060
	下水道管渠清掃等業務	1,328	下水道管渠清掃等業務	1,328
	可燃物等の収集運搬業務	1,073	可燃物等の収集運搬業務	1,073
	学校給食センター調理等業務委託	1,080	学校給食センター調理等業務委託	1,080
	学校給食配送業務委託	1,080	学校給食配送業務委託	1,080
	学校給食配膳業務委託	1,050	学校給食配膳業務委託	1,050
	上記以外の業務・指定管理協定	1,046	上記以外の業務・指定管理協定	1,046
東京都国分寺市	設備の保守点検	1,047	設備の保守点検	1,047
	施設・設備の管理（運転等）	1,036	施設・設備の管理（運転等）	1,036
	施設の管理			
	施設の清掃			
	ごみ収集・運搬			
東京都千代田区	警備員	1,364	警備員	1,364
	保全管理員	1,826	保全管理員	1,826
	清掃員	1,113	清掃員	1,113
	介護職	1,103	介護職	1,103
	栄養士	1,431	栄養士	1,431
	保健師	1,471	保健師	1,471
	看護師	1,471	看護師	1,471
	上記以外	1,095	上記以外	1,095

○設定していない19自治体の検討状況

- ・ 検討中 : 0自治体
- ・ これから検討 : 1自治体 世田谷区（具体的な内容などは未定）
- ・ 検討していない : 18自治体

【検討していない理由等】

- ・ 業務内容が限定されるため。
- ・ 業種が限定されており差をつける必要がないため。
- ・ 審議会での議論の結果1種類で統一となった。
- ・ 下限額の設定は職員の給与を参考しているが、職員の給与体系に警備・保育・給食などの単価がないため、複数職種は検討していない。
- ・ 適用自治体が少ないため。 ・ 特に意見もないため。

付帯意見 2

「(3) 業務の委託に関する契約にかかる労働報酬下限額が適用となる対象契約の範囲について、予定価格が1000万円以上の契約としている範囲の拡大について、調査研究を行うこと。」

○他自治体の対象契約の範囲

自治体名	条例の対象（金額は予定価格）			備考
	建設工事	業務委託	指定管理	
千葉県野田市	4,000万円以上	1,000万円以上	市長が指定する協定	平成27年度より工事の対象を4,000万円以上に拡大
神奈川県川崎市	6億円以上	1,000万円以上	全ての協定	
東京都多摩市	5,000万円以上	1,000万円以上	市長が指定する協定	
神奈川県相模原市	1億円以上	500万円以上	500万円以上	平成27年度より工事の対象を3億円以上から1億円以上に、業務委託を1,000万円以上から500万円以上に拡大
東京都国分寺市	9,000万円以上	1,000万円以上	1,000万円以上	
東京都渋谷区	1億円以上	1,000万円以上	1,000万円以上	平成27年度より業務委託及び指定管理を対象に追加
神奈川県厚木市	1億円以上	1,000万円以上	市長が指定する協定	
福岡県直方市	5,000万円以上	1,000万円以上	1,000万円以上	平成28年度より工事の対象を1億円以上から5,000万円以上に拡大
東京都足立区	1億8,000万円以上	9,000万円以上	規則で別に定める協定	
兵庫県三木市	5,000万円以上	1,000万円以上	1,000万円以上	
東京都千代田区	1億5,000万円以上	3,000万円以上	全ての協定	
埼玉県草加市	1億5,000万円以上	1,000万円以上	1,000万円以上	
東京都世田谷区	3,000万円以上	2,000万円以上	2,000万円以上	
高知県高知市	1億5,000万円以上	500万円以上	全ての協定	
千葉県我孫子市	1億円以上	2,000万円以上	2,000万円以上	
兵庫県加西市	5,000万円以上	1,000万円以上	1,000万円以上	
兵庫県加東市	1億円以上	1,000万円以上	規則で別に定める協定	
愛知県豊橋市	1億5,000万円以上	1,000万円以上	1,000万円以上	
東京都目黒区	5,000万円以上	1,000万円以上	規則で定めるもの	
東京都日野市	1億円以上	対象外	対象外	
愛知県豊川市	1億円以上	1,000万円以上	1,000万円以上	
東京都新宿区	2,000万円以上	1,000万円以上	全ての協定	
東京都杉並区	5,000万円以上	1,000万円以上	全ての協定	

業務委託の範囲

9,000万円以上 : 1自治体
 3,000万円以上 : 1自治体
 2,000万円以上 : 2自治体
 1,000万円以上 : 16自治体
 500万円以上 : 2自治体